

見本

< 千葉県医業健保 を資格喪失される方へ >

健康 よし子

さんの 千葉県医業健保 における健康保険の資格は、

退職日

・ 就職日の前日

・ その他 ()

である

R8.3.31

までが有効期間です。

(資格喪失日)

R8.4.1

からは健康保険の資格はありません。

資格確認書等をお持ちの方は、すみやかに返納してください。

Q.

(資格喪失日)

R8.4.1

から受診を予定している場合はどうすればよい？

A.

早急に資格喪失日から新しい公的医療保険への加入手続きを行い、新しい公的医療保険で受診してください。

以前からの受診先であれば、新しい公的医療保険に変わった旨を伝えてください。

公的医療保険…国民健康保険・健康保険（全国健康保険協会（協会けんぽ）・各種健康保険組合・共済組合 等

Q.

新しい公的医療保険ではなく、千葉県医業健保 で受診してしまった場合はどうなるの？

A.

無資格受診となりますので、千葉県医業健保から医療費の返納請求をお送りします。

案内に沿って医療費を返納してください。

※返納した医療費は、新しい公的医療保険に加入手続きと払戻しの申請を行うことで戻ってきますので、新しい公的医療保険の加入先にお問合せください。

(事業主名)

医療法人社団〇〇会

〇〇病院

(総務課：〇〇)